

現業職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月 鳥取県総務部職員課

1 現状

現業職員の労働関係、その他身分取扱いについては、「地方公営企業法」等の規定の一部が適用され、その給与は、生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与等を考慮して定めなければならないことが同法により規定されているところです。

本県における現業職の給与水準については、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の平均給与額と比べても相当高くなっていたことから、国の行政職俸給表の給与水準等も参考にしながら、平成17年9月に給与水準の適正化を図るための給料表の改正などの見直しを実施したところです。

(1) 給与水準の適正化の概要(平成17年9月1日実施)

ア 見直し時の民間事業等の従事者との比較〔平均給与月額等の状況(平成17年4月1日現在)〕

区分	鳥取県		県内民間		国	
	平均年齢	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額
運転士(自家用乗用自動車運転手)	44.8歳	384,430円	59.9歳	346,139円	46.3歳	326,745円
電話交換手	48.5歳	397,901円	44.2歳	240,566円	48.3歳	304,907円
守衛	47.7歳	447,366円	54.5歳	371,427円	47.1歳	310,177円

(注) 1 県内民間データは、「平成17年職種別民間給与実態調査(県人事委員会)」、国データは、「平成17年国家公務員給与等実態調査」を使用しています。

2 平均給与月額は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

イ 見直し概要

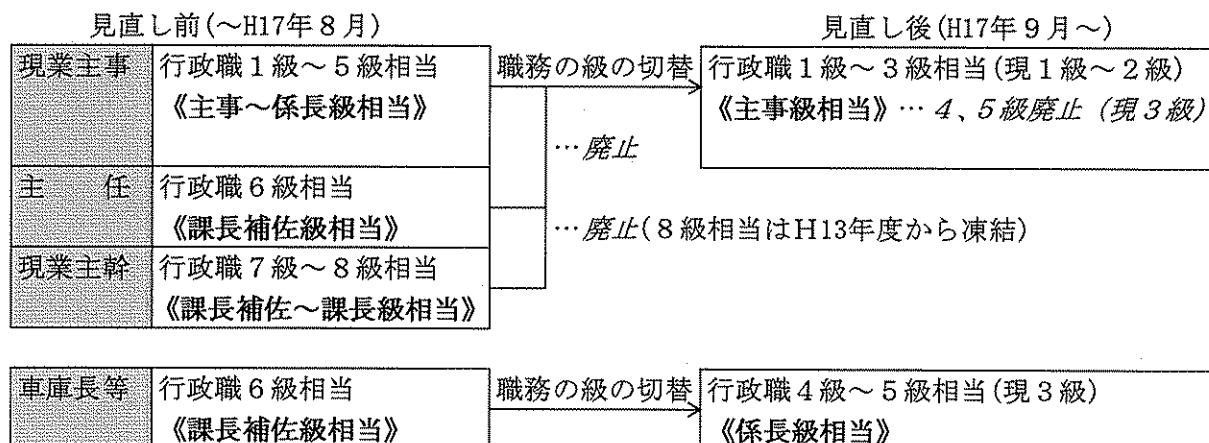
① 給料表の改正

それまでの4級制(課長級相当まで)を5級制(係長級相当まで)の給料表に改正しました。なお、その後、平成18年4月に実施した給料表の改正により、現在では、1級(主事・技師級)～3級(係長級相当)までの3級制としています。

② 職務の級の切替等

この給料表の改正に併せて、職務や責任の実態と給与上の職務の級の格付けとの対応関係が不適切な職又は格付けを廃止し、職務の級の切替による給料月額の切替等を行いました。

<職務の級の切替>



※()内は、現在(給与構造改革改正(H18.4.1)後)の職務の級

ウ 見直しに伴う効果

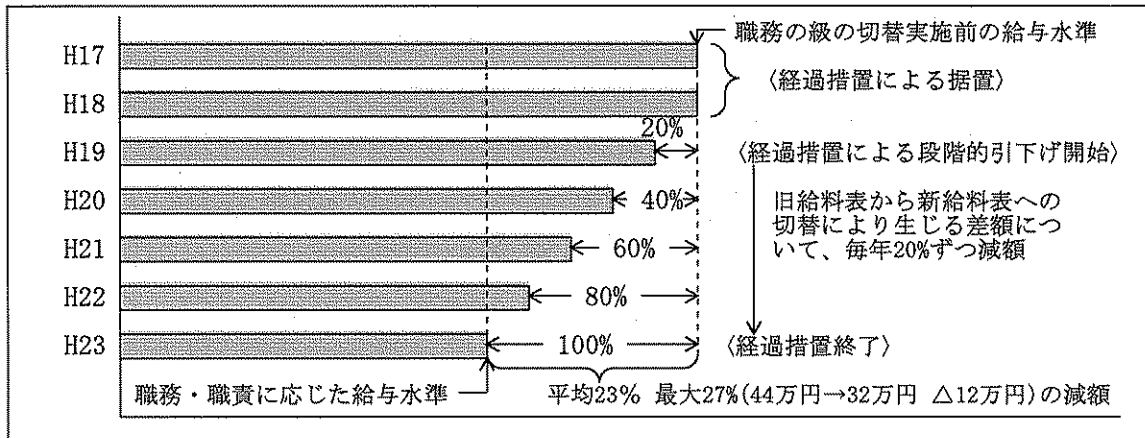
行政職で比較公表されている国公ラスパイレース指数^(※)を本県の現業職で試算した場合、給与水準適正化前は、124.8(平均5%の給与カット措置後)で全国13番目の高さでしたが、給料表の改正に伴う切替完成後(経過措置終了後)の平成23年度には、同指数は102程度(平成17年当時のラスパイレース指数によれば比較で全国最下位)となり、ほぼ国家公務員の類似職種の給与水準相当となる見込みです。

(※) 国公ラスパイレース指数：国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数

【平均給料月額試算】 見直し前360,026円 ⇒ 見直し後(制度完成時)284,892円 △約21%
 期末・勤勉手当を含む年収では △約23%

見直し実施の結果、現業職員の給料月額が平均約21%、最大約27%(月額 約12万円)も引き下がる状態となったことから、激変緩和として平成22年度末までの段階的な経過措置を行っているところです。

〈見直しによる経過措置イメージ図〉



(2) 現在の鳥取県現業職員の給与の状況(経過措置期間中)

ア 民間事業の従事者との比較 [平均給料月額等の状況(平成19年4月1日現在)]

区分	鳥取県			民間			(参考)年収ベース(試算値)の比較		
	平均年齢	職員数	平均給与月額(A)	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B	鳥取県(C)	民間(D)	C/D
現業職平均	46.1歳	323人	378.4千円	—	—	—	—	—	—
運転士 (自家用乗用自動車運転者)	45.1歳	129人	382.1千円	54.4歳	203.2千円	1.88	6,136.1千円	2,866.3千円	2.14
守衛	49.3歳	14人	434.2千円	58.2歳	200.8千円	2.16	6,900.9千円	2,592.9千円	2.66
学校技能主事 (用務員)	41.0歳	43人	327.6千円	53.9歳	227.2千円	1.44	5,319.5千円	3,284.3千円	1.62
その他	47.6歳	137人	385.3千円	—	—	—	—	—	—

- (注) 1 平均給与月額は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。
 2 鳥取県の給料、手当の額はいずれも給与削減措置後(時限的な給与カット後)の額です。
 3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています(平成16年～18年の平均)。ただし、自家用乗用自動車運転者及び守衛は県内民間のデータ、学校技能職員(用務員)は全国のデータを使用しています。
 4 運転士、守衛及び学校技能主事について、賃金構造基本統計調査において公表されている県内民間データの自動車運転手、守衛及び用務員とそれぞれ比較していますが、年齢、業務内容等が完全に一致していないこと、また、民間データには職長などの役付者が除かれていること、雇用形態についても日々雇用など、いわゆる非正規雇用の者も含まれているといった相違がある点は注意が必要です。
 5 年収ベースの「鳥取県(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、前年に支給された年間賞与相当額を加えた試算値です。

イ 鳥取県現業職員の年齢別平均給与月額等の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	～30歳		31歳～40歳		41歳～50歳		51歳～60歳	
	職員数	平均給与月額	職員数	平均給与月額	職員数	平均給与月額	職員数	平均給与月額
運 転 士	0	—	43人	338,053円	50人	386,344円	36人	428,681円
守 衛	0	—	3人	377,832円	3人	422,661円	8人	459,744円
学校技能主事	4人	238,776円	17人	284,287円	18人	374,238円	4人	390,317円
そ の 他	0	—	36人	324,319円	48人	394,794円	53人	418,073円

2 課題・問題点

今後も引き続き、現業職以外の職種と同様に、その職務の内容等を踏まえつつ、同一又は類似の県内民間労働者との比較をよりきめ細かく行うことにより地域民間給与水準を的確に反映させるよう努めることで、県民の理解と納得が得られる適切な給与制度の設定と運用を行っていく必要があります。

⇒平成17年度の給与水準適正化は、見直し前の給与水準のままでは民間と比較した場合に、コスト面から割高であるため直接雇用の維持が困難な状況となっていたことから実施したものです。

3 今後の更なる見直しに向けた基本的な考え方

現業職の給与水準は、平成17年度の給与水準適正化による経過措置完了後（平成23年度以降）についても、ほぼ国家公務員の類似職種給与水準相当となる見込みです。しかし、その後の給与水準についても、県内の民間給与水準と比較した場合、なお一定の水準差があることが想定されます。

⇒平成17年度の給与水準見直しによる経過措置完了後（平成23年度以降）の給与水準を再度検証し、必要に応じ、給与水準の再度の適正化の実施を検討します。

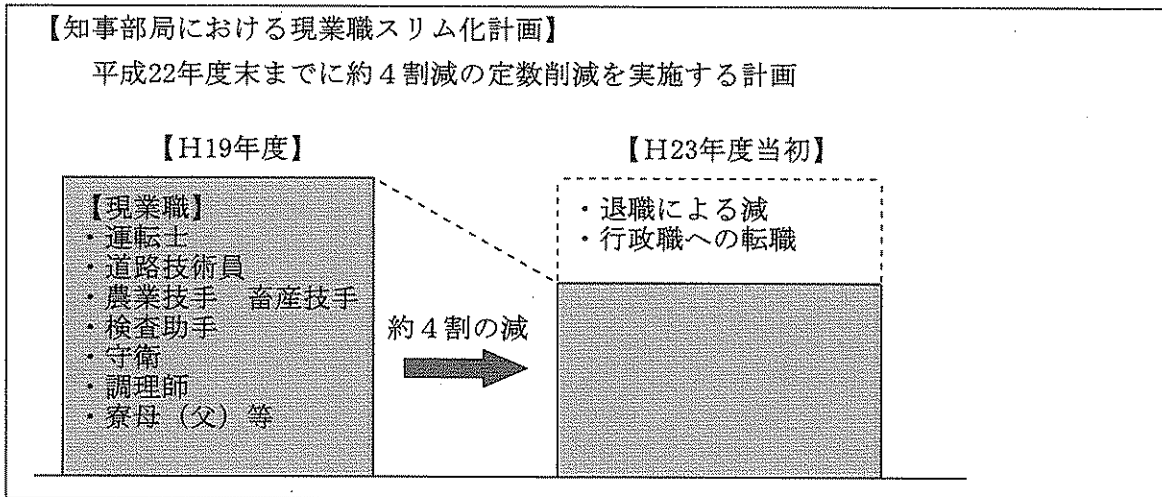
- ・職種（業務区分）ごとの県内民間給与水準との均衡を前提としながら、緊急時対応など真に必要な現業職種のための配置となるよう一層のスリム化を図っていきます。

4 具体的な取組内容

(1) 次世代改革による職員定数削減の推進(平成22年度末まで)

現業職員に限らず、平成22年度末までに、県庁全体で5%以上の定員の削減を目指しスリムな県庁に取り組みます。

また、現業業務のあり方については、現在の給与水準見直しと平行して、人件費を含めたコスト比較などの総合的検証を行いながら、公務員で実施する必要性が高いもの、民間にメリットが得難いものについては、当面直営により継続していきます。



(2) 平成23年度以降

- ①民間への委託等の状況を踏まえながら改めて定数削減計画の検討を行います。
- ②定数削減計画と併せて、同一職種等の県内民間給与水準の分析、検討を行い、地域民間給与との均衡の観点から適正な給与水準のあり方を見極めた上で、必要があれば改めて給与の適正化を行うこととします。

5 その他

(1) 民間委託の推進

鳥取県では、「民間でできることは民間で」という考えのもと、現在、県が直接行っている業務のうち民間で実施可能な業務についての提案を民間から募集するとともに、民間委託が可能なものは、具体的な委託先の募集・選定を行うなど県業務の民間開放を順次、推進していきます。

(2) 情報開示の状況

現業職員の給与等の見直しについては、県民の理解と支持が得られるよう、県のホームページ等での情報公開に努めながら、給与制度の見直しを進めています。